

令和5年可茂消防事務組合議会第2回定例会会議録

シティホテル美濃加茂 3階若竹の間
12月25日(月)午後2時55分開議

○議事日程

- | | | |
|--------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 仮議席の指定 |
| 日程第 2 | 選第 3号 | 議長選挙 |
| 日程第 3 | | 議席の指定 |
| 日程第 4 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 5 | | 会期の決定 |
| 日程第 6 | 選第 4号 | 副議長選挙 |
| 日程第 7 | | 諸般の報告 |
| 日程第 8 | 議第 16号 | 可茂消防事務組合火災予防条例の一部を改正する
条例について |
| 日程第 9 | 議第 17号 | 令和5年度可茂消防事務組合一般会計補正予算(第
1号) |
| 日程第 10 | 認第 1号 | 令和4年度可茂消防事務組合一般会計歳入歳出決
算認定について |

○会議に付した事件

日程第1から日程第10までの各事件

○会議に出席した議員（20名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	佐藤 文彦	2番	森 弓子
3番	高木 伸二	4番	澤野 伸
5番	柴山 佳也	6番	和田 雅彦
7番	板津 徳次	8番	佐曾利 敏
9番	佐藤 光宏	10番	桜井 真茂
11番	加納 福明	12番	福井 徳一
13番	瀬瀬 幸美	14番	安藤 峰行
15番	佐伯 正貴	16番	藤井 宏之
17番	今井 俊郎	18番	今井 美道
19番	渡辺 幸伸	20番	大沢 まり子

○説明のため出席した者の職・氏名

管理者	藤井 浩人	副管理者	富田 成輝
副管理者	金子 政則	消防長	丹羽 智博
次長	洞地 誠	総務課長	今井 肇
会計管理者	大杉 善洋		

○職務のため出席した総務課職員の職・氏名

総務課警防官	水野 浩之	総務課財政係長	福住 守正
--------	-------	---------	-------

○職務のため出席した者の職・氏名

書記	安江 拓也
----	-------

開会 午後2時55分

《開会》

○消防長（丹羽 智博 君）

本日は、お忙しい中、御参集賜り、誠にありがとうございます。可茂消防事務組合消防長の丹羽でございます。

さて、可茂消防事務組合議会の前議長、板津博之さんが可児市議会の議長職を退任され、また、前副議長の藤井宏之さんが白川町議会の議長職を一旦退任されたことにより、本組合議会の議長及び副議長が空席となっております。そのような場合は、地方自治法第107条の規定により、年長の議員の方が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員中、富加町議会議長の佐曾利敏議員が年長議員でございますので、御紹介をいたします。

それでは、佐曾利敏議員、議長席へお願いいたします。

○臨時議長（佐曾利 敏 君）

ただいま御紹介いただきました富加町議会議長の佐曾利でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を務めさせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は20名です。したがって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

これより令和5年可茂消防事務組合議会第2回定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（藤井 浩人 君）

はい、議長。

○臨時議長（佐曾利 敏 君）

管理者、藤井浩人君。

○管理者（藤井 浩人 君）

改めまして、皆さんこんにちは。

開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日、令和5年可茂消防事務組合議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ともに御多用の中、御参集賜り、心より厚く御礼申し上げます。

また、平素は当組合の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日、御提案申し上げます案件は、条例に関するもの1件、予算に関する

るもの1件、決算認定1件の計3件でございます。

議案の詳細につきましては、事務局から説明いたしますので、御審議賜りますよう、お願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（佐曾利 敏 君）

次に、消防長から可茂消防事務組合の現況報告について、発言を求められておりますので、これを許します。

○消防長（丹羽 智博 君）

はい、議長。

○臨時議長（佐曾利 敏 君）

消防長、丹羽智博君。

○消防長（丹羽 智博 君）

現況の報告と共に一言、御挨拶を申し上げます。

日頃、当組合の業務運営に格別の御理解と御指導を賜り、心より御礼を申し上げます。

また先般、当組合において職員が酒気帯び運転で検挙され、更には職員が同乗していた件につきまして、構成市町村の皆様方には、大変ご心配等をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。兩名につきまして、10月、所轄の警察署において出頭要請による聴取を受けており、1月中には刑事処分、行政処分が決定される予定であります。当該2名の組合としての処分につきましては、行政処分の決定後、組合の懲戒等取扱規程等に基づき、処分内容及び私をはじめ管理監督責任について速やかに決定し、通知させていただく予定ですので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に、本年度の当組合の主な事業の進捗について御説明申し上げます。

庁舎建設計画に基づく西可児分署新庁舎整備事業については、可児市さんに用地取得、造成工事をお願いしているところですが、発注方針及び現況測量結果に基づく配置計画等の検討に期間を要したことから、年度内の完了に至らない見込みであります。

中消防署配備の救助工作車については、現在、全国的にトラックベースの消防車の基本骨格となるシャシの供給について、新型コロナウイルス感染症及び法規制強化による供給の遅れにより、納車が大幅に遅れ、来年度9月の納車予定となっております。先ほどの西可児分署新庁舎整備事業と合わせて、補正予算として予算の繰り越しをお願いするものとなっております。

八百津出張所配備の高規格救急自動車の更新については、10月24日に納車、10月31日から既に運用を開始しています。

次に本年の災害出動について、1月1日から11月30日までの各種統計が資料として提出してございます。火災は74件発生、昨年同期と比較し6件増加、火災による死者は昨年6名から2名減少の4名、負傷者は13名増加の24名となっております。これは、組合発足以来の最も多かった平成18年の25名に次ぐ、負傷者数となっております。

救急出動は、9,703件で昨年同期に比べ818件増加、種別においては急病が787件増加しています。過去最多となった昨年の9,874件を上回り、今月10日には1万件を超え、年末には過去最多となる救急件数を見込んでおります。

また、管内における救急搬送困難事案の搬送件数に対する割合は、出動件数が増加している中、昨年と比較し僅かに減少しています。

10月1日からは、救急電話相談窓口「救急安心センターぎふ」、通称「#（シャープ）7119」の運用が岐阜県内全域で開始されております。

これは、急な病気やケガをしたとき、救急車を呼ぶことや、今すぐに病院に行ったほうがいいかなど、判断に迷うとき、医師など専門家からのアドバイスを受けることができる電話相談窓口で、以前の電話番号25-3799、「みな救急」と呼ばれていました住民からの救急医療機関の案内も「救急安心センターぎふ」で行われることに変更されております。

また、来年1月からは、当組合消防指令センターで受け付けます119通報を対象に、ライブ映像119と称します通報を受信した際、救急や火災などの現場の状況を通報者から映像を送っていただくシステムの試験運用の開始を予定しております。

これは119通報を受信した際、通報者の同意が得られた場合に、通報者の電話番号にURL付きのショートメッセージを送信、通報者がクリックすることで現場の映像のほか、例えば心肺停止事案において、胸骨圧迫などの実施方法の動画を通報者に対して送るなどの活用も可能となるものでございます。

現在、1月からの試験運用に向け訓練などを行っており、新年度4月からの正式運用の開始を予定するものとなります。

消防としまして、職責を全うするため、管内市町村の皆様との更なる連携強化、そして、自然災害を含めた災害対応力の向上にしっかりと取り組んで参りますので、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、現況の報告とさせていただきます。

なお、議会終了後に御嵩分署の新庁舎建設事業のほか、庁舎整備に伴う用地取得要綱の制定等につきまして、御協議、御報告をさせていただき予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○臨時議長（佐曾利 敏 君）

それではこれより、本日の会議を開きます。

お手元に配布の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第2、選第3号「議長選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（佐曾利 敏 君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法は、臨時議長において指名することにいたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（佐曾利 敏 君）

異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法は、臨時議長において指名することに決定しました。

それでは私から、本組合議会の議長に4番議員、澤野伸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました、澤野伸君を本組合議会の議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（佐曾利 敏 君）

異議なしと認めます。

よって、澤野伸君が本組合議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました、澤野伸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、新議長と交代させていただきます。

御協力ありがとうございました。

○議長（澤野 伸 君）

ただいま、議長を仰せつかりました、可児市議会議長の澤野でございます。

組合議会が円滑に進むよう努力をさせていただきますので、皆様の格別の御配慮をいただきますことを重ねてお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元の議事日程に従いまして、進行させていただきます。

日程第3「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、私から2番森弓子君、10番桜井真茂君、12番福井徳一君、13番額瀬幸美君、14番安藤峰行君、16番藤井宏之君、20番大沢まり子君を指名いたします。

日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、私から、2番議員、森弓子君、5番議員、柴山佳也君を指名いたします。

日程第5「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野 伸 君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第6、選第4号「副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野 伸 君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名推選の方法は、議長において指名することにいたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野 伸 君）

異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは私から、本組合議会の副議長に16番議員、藤井宏之君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、藤井宏之君を本組合議会の副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野 伸 君）

異議なしと認めます。

よって、藤井宏之君が本組合議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、藤井宏之君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、ここで副議長に就任されました、藤井宏之君から就任の御挨拶をいただきます。

○副議長（藤井 宏之 君）

ただいま議長から御指名をいただき、また議員の皆様の御推挙によりまして、可茂消防事務組合議会副議長を仰せつかりました、白川町議会の藤井と申します。

今後は、議会運営が円滑、かつ、公正になされますように、誠心誠意努力して参りますので、皆様方の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、副議長就任の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（澤野 伸 君）

日程第7「諸般の報告」をいたします。

消防長からの報告事項がありますので、報告をしていただきます。

○消防長（丹羽 智博 君）

はい、議長。

○議長（澤野 伸 君）

消防長、丹羽智博君。

○消防長（丹羽 智博 君）

資料6の「専決処分等に関する議会報告事項一覧」の2ページをお願いします。専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、

議会により指定されている事項につきまして、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

こちらにつきましては、令和5年7月17日に加茂郡白川町で発生しました救急車による自動車物損事故に伴う損害賠償額を定めたものであります。

報告書のとおり損害賠償の額は18万8,729円で、損害賠償の相手方は美濃加茂市古井町下古井2610番地1、可茂土木事務所長となります。

この事故は、同日13時40分頃、白川町上佐見内において発生した救急事案に出動し、傷病者を搬送中、3ページ上段の白川町下佐見地内の国道256号線、室山橋北東約600メートル付近で、道路脇のガードレールに救急車助手席側側面を接触させ、ガードレールを損傷させたものでございます。下段がガードレール及び救急車の損傷状況でございます。

なお、この事故に伴う傷病者の病状に対する影響はないことを搬送先の医療機関医師に確認しております。

この事故に伴います過失割合は、組合側100%で相手方及び保険会社との協議が整ったことから、速やかに損害賠償を行うため令和5年11月16日に専決処分したものであります。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。

4ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、令和5年10月7日に加茂郡坂祝町で発生しました、査察車による自動車物損事故に伴う損害賠償額を定めたものであります。

報告書のとおり損害賠償の額は12万8,425円で、損害賠償の相手方は美濃加茂市●●町、●●●●さんとなります。

この事故は、坂祝町内で行方不明となった住民の捜索のため、5ページ上段の坂祝町取組地内の行幸公園駐車場に査察車を駐車し、同日14時48分頃、捜索場所の変更に伴う車両移動の際、後方に駐車中の乗用車の運転席側フロントバンパーに査察車助手席側リヤバンパーを接触させ、相手方乗用車の運転席側フロントバンパーを損傷させたもので、下段が相手方乗用車の運転席側フロントバンパー及び査察車助手席側リヤバンパーの損傷状況でございます。

この事故に伴います過失割合は組合側100%で、相手方及び保険会社との協議が整ったことから、速やかに損害賠償を行うため令和5年11月16日に専決処分したものでございます。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。

職員には、日頃から安全運転に十分注意するよう喚起しておりますが、今後におきましても、こうした事故がないよう、より一層の安全運転の指導の徹底に努めてまいります。

以上で、私からの専決処分の報告といたします。

○議長（澤野 伸 君）

次に、議長としての報告事項は、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年5月分から令和5年8月分までの現金出納検査結果及び地方自治法第199条第9項規定による令和5年度定期監査結果の報告がありました。

その写しをお手元に配布しておりますので、御確認をお願いいたします。

日程第8、議第16号「可茂消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者より提案理由の説明を求めます。

○次長（洞地 誠 君）

はい、議長。

○議長（澤野 伸 君）

次長、洞地誠君。

○次長（洞地 誠 君）

それでは、議第16号、「可茂消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

資料1の第2回定例会議案、資料5-1の第2回定例会資料ともに1ページからとなりますが、資料5-1、第2回定例会資料により説明をさせていただきます。

当組合では、可茂消防事務組合火災予防条例において、火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準を定め、住民生活の安全及び安心を推進しております。

この条例で規制対象となる蓄電池設備は、これまで主に業務用の非常用電源などとして設置される設備でしたが、近年は一般家庭でも日中に太陽光で発電した電気を蓄え、夜間の電力として使用するための設備として普及が進んでおり、脱炭素社会の実現に向けて更なる普及拡大が考えられるところです。

このため、総務省消防庁において、近年主流となっているリチウムイオン蓄電池などの新たな種別の蓄電池や、近年の蓄電池容量の大容量化等、蓄電池の火災リスクに応じた火災予防対策について検討がなされました。

また、飲食店等で使われている木炭を使ったこんろ、いわゆる炭火焼き器についても、周囲に与える熱影響について検証が行われ、検証結果から、実態に即した設置場所についての基準が示されました。

これらのことから、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が一部改正されるとともに、国が示す火災予防条例の例が改正されましたので、これにならい当組合火災予防条例も国が示すとおり改正するものでございます。

蓄電池設備における改正概要については、1ページ下段2(1)アから2ページに記載のとおり、規制対象に係る単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改め、蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下で消防庁長官が定める出火防止措置を講じていないもの及び20キロワット時を超

えるものを規制対象とするものでございます。

さらに、2ページ、イに記載のとおり、転倒防止対策として、他の火気設備において規定されている地震等の対策と同等とすること、及び耐酸性の床土又は台上に設けなければならない蓄電池の対象を強酸性電解液を用いる開放形の蓄電池である開放形鉛蓄電池に限定します。こちらは第13条第1項の改正となります。

3ページ、ウに記載の屋外に設ける場合の距離制限については、屋外に設ける蓄電池設備は、建築物から3メートル以上の距離を保つ必要がありますが、一定の要件を満たすことで規制から除かれており、その要件に消防庁長官が定める出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準によるものが新たに追加されたことから、同様の要件を追加します。こちらは第13条第3項の改正となります。

3ページ、エに記載の雨水等の浸入防止措置については、屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなければならないとされておりましたが、雨水等の浸入防止措置が講じられた筐体に収められたものであれば、鋼板で造られたキュービクル式のものである必要はないこととされたことから、火災予防条例においても同様とすることとします。こちらは第13条第4項の改正となります。

3ページ、オに記載の設置の届出基準については、届出対象を定める単位として用いていたアンペアアワー・セルを、キロワット時に改められたことにより、20キロワット時を超えるものを対象とします。こちらは第44条第13号の改正となります。

変電設備等に係る換気、点検及び整備に支障のない保有距離に関する改正概要については、4ページ上段(2)に記載のとおり、現行、キュービクル式のものについて、建築物等との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととしておりますが、これは基本的な安全対策を目的とした規定であり、キュービクル式のもの以外のものについても同様の安全対策を講じる必要があることから、「キュービクル式のもの以外のものにあつては」を削ります。こちらは第11条第1項第3号の2の改正となります。

固体燃料を用いた厨房設備に関する基準に関する改正概要については、4ページ下段(3)から5ページに記載のとおり、燃焼性能が安定しない木炭の熱影響についての検証が困難であったことや使用温度に関するデータが存在しないことから、炭火焼き器については、厨房設備の気体燃料に分類されない隔離距離のうち、最も厳しい使用温度800度以上のものの基準を適用しており、機器の設置に当たって広い空間が必要となるなど、設置する場所が限られるという課題がありました。基準省令において、炭火焼き器が周囲に与える熱影響について、検証結果を基に固体燃料を用いる炭火焼き器の離隔距離が新たに追加され、実態に即した基準が示されたことから、火災予防条例においても同様とします。こちらは別表第3の改正となります。

なお、附則第1項において、施行期日を令和6年1月1日とし、第2項から第4項において、施行の際に現に設置されている設備、又は設置の工事がされている設備が存在することから経過措置を設けます。

また、今回の条例改正については、日本電機工業会等により既にホームペ

ージ等により周知済みでございますが、当組合においてもホームページにて周知をしております。

以上、議第16号「可茂消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」の説明でございます。

○議長（澤野 伸 君）

説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

[「質疑なし」の声]

○議長（澤野 伸 君）

質疑なしと認めます。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（澤野 伸 君）

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議第17号「可茂消防事務組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長（今井 肇 君）

はい、議長。

○議長（澤野 伸 君）

総務課長、今井肇君。

○総務課長（今井 肇 君）

それでは、議第17号「令和5年度可茂消防事務組合一般会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

資料番号1、定例会議案の6ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出それぞれ1,276万3,000円を追加し、補正後の総額を28億6,476万3,000円とするものであり、第2条は繰越明許費になります。

それでは歳出について御説明いたしますので、15、16ページをお願いいたします。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費の1,276万3,000円の増額は、令和5年人事院勧告に基づく給与改定による、俸給表の引上げに伴い、人件費を増額するものあります。

第2節、給料292万6,000円は一般職給、第3節、職員手当等918万8,000円は地域手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当負担金の合計、第4節、共済費64万9,000円は職員共済組合負担金となり、総額1,276万3,000円増額するもので、財源は全額、一般財源でございます。

17ページから21ページは、この補正による給与費明細書となります。

次に歳入について、御説明いたしますので、前に戻っていただきまして11、12ページをお願いいたします。

この補正に必要な一般財源は、右下の一般財源合計欄のとおり、1,276万3,000円です。なお、この一般財源については、10ページに記載のとおり全額、第7款、繰越金を充当するものでございます。

次に8ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費について御説明いたします。

繰越明許費は2件となり、西可児分署新庁舎整備事業は、発注方針及び現況測量結果に基づく配置計画等の検討に期間を要したことから、造成工事が年度内の完了に至らない見込みであること、また、中消防署救助工作車更新事業は、大型車両の法規改正に対応するためのモデルチェンジにより、シャシの製造が遅れ、年度内に納車が困難であることから、この2件につきまして繰り越しをお願いするものでございます。

以上、議第17号「令和5年度可茂消防事務組合一般会計補正予算(第1号)」の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(澤野 伸 君)

説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

[「質疑なし」の声]

○議長(澤野 伸 君)

質疑なしと認めます。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（澤野 伸 君）

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、認第1号「令和4年度可茂消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長（今井 肇 君）

はい、議長。

○議長（澤野 伸 君）

総務課長、今井肇君。

○総務課長（今井 肇 君）

認第1号「令和4年度可茂消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について」を御説明いたします。

議案書は22ページ、資料番号2が歳入歳出決算書、資料番号3が一般会計歳入歳出決算実績報告書、資料番号4が歳入歳出決算審査意見書、資料番号5-2が決算資料となります。

始めに、資料番号2の歳入歳出決算書により御説明いたします。

2、3ページを御覧ください。歳入歳出決算書の一番下、歳入合計ですが、予算現額30億1,907万9,200円に対し、収入済額の合計は29億6,968万912円となりました。

次に4、5ページを御覧ください。

歳出合計は、予算現額30億1,907万9,200円に対し、支出済額の合計は28億3,873万7,376円、不用額は1億8,034万1,824円となり、支出済額の予算現額に対する執行率は94.0%でした。

令和4年度の主な事業につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に24ページを御覧ください。

実質収支に関する調書の区分1、歳入総額は29億6,968万912円、区分2、歳出総額は28億3,873万7,376円、区分3、歳入歳出差引額は1億3,094万3,536円、区分4、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1億3,094万3,536円でございます。

次に25ページを御覧ください。

財産に関する調書、1公有財産は、土地及び建物に前年度からの変更はありませんでした。

2の基金につきましては、財政調整基金は7万5,965円増加し、決算年度末現在高は1億4,616万4,369円、消防施設整備基金は1億2,037万1,515円増加し、決算年度末現在高は8億3,482万5,269円でございます。

26ページを御覧ください。

3の物品は、東消防署救急車を更新していますが、現在の総数は前年度と変わらず67台でございます。

次に資料3、決算実績報告書により歳入歳出の明細について御説明いたします。

3ページを御覧ください。主な歳入について御説明いたします。

第1款、分担金ですが、当組合の構成10市町村から総額25億7,184万1,000円を4期に分けて納入いただいております。歳入全体に占める分担金の割合は、86.6%であります。

次に第2款、使用料及び手数料ですが、第1項、使用料の7,920円は、中消防署と南消防署の自動販売機設置にかかる行政財産の使用料で、第2項、手数料の411万2,300円は、危険物申請手数料のほか、各種申請による手数料収入でございます。

4ページをお願いします。

第4款、県支出金は、第2項、県負担金として新型コロナウイルス感染症患者移送費負担金として1,300万1,900円の収入がございました。

第5款、財産収入ですが、第1項、財産運用収入として、土地貸付6万1,500円と財政調整基金利子及び消防施設整備基金利子、合わせて44万7,480円、第2項、財産売払収入は物品売払収入として、不用となった化学消防車1台を売却し95万円の収入がありました。

第6款、繰入金は令和4年度の繰入はありませんでした。

第7款、繰越金は令和3年度からの繰越金1億6,063万8,874円となります。このうち1,486万3,000円は繰越明許費となります。

5ページをお願いします。

第8款、諸収入は3,101万9,938円でした。第1項、組合預金利子として15万1,883円、第2項、受託事業収入で384万4,000円、第3項の雑入では、岐阜県派遣職員に対する経費助成金1,810万6,285円など、合計2,702万4,055円の収入がございました。

第9款、組合債は1億8,760万円で、施設関係は高機能消防指令センター部分更新業務があり、車両関係は東消防署救急車の更新のための借入となります。

以上、歳入決算額の合計は29億6,968万912円で、前年度比マイナス946万6,578円、0.3%の減となりました。

続きまして、歳出について御説明いたします。引き続き、実績報告書の6ページを御覧ください。

第1款、議会費ですが、定例会が12月と3月の2回及び臨時会を7月に開催し、議員報酬をはじめ、計11万4,769円支出しております。

第2款、総務費は21億4,074万8,665円でございます。

このうち、第1項、総務管理費は21億4,065万265円で、職員給与等の人件費は、19億7,400万2,974円で、これは歳出総額の69.5%になります。

旅費は、職員の研修や分遣所勤務時等の普通旅費で326万9,844円の支出でございます。

需用費は、総額で5,121万1,198円、そのうち、消防本部5課と12署所の経

常経費となる消耗品費は1,755万7,072円の支出となりました。

電気・水道等の光熱水費は2,679万5,198円となり、令和3年度と比較し、806万6,024円の増加となりました。

続きまして役務費ですが、2,211万3,349円の支出で、主なものとして、電信電話料や専用回線料等の通信運搬費に1,925万5,216円支出しています。

次に委託料ですが、人事給与管理システム等各種システム保守、財務書類作成支援業務、職員健康診断等の委託料として1,981万2,862円支出いたしました。

7ページにまたがりませんが、使用料及び賃借料は土地借上料のほか、コピー機、パソコン、寝具リース料等に1,656万1,600円、備品購入費は、庁用器具や防火服の更新等に737万5,366円支出しています。

次に負担金、補助及び交付金は、消防大学校、県消防学校の入校負担金、救急救命士の養成・教育訓練負担金などに1,743万8,108円支出しております。

積立金ですが、財政調整基金に7万5,965円を積み立てております。

次に、第2項、監査委員費は年4回の実地及び8回の書面で実施していません現金出納検査の委員報酬が7万2,000円のほか、計9万8,400円を支出しております。

以上が第2款、総務費でございます。

続きまして、第3款、消防費です。引き続き7ページ中段から御覧ください。

第3款、消防費は5億7,253万3,785円を支出いたしました。

第1項、第1目、消防費は7,506万9,890円の支出で、以下、節ごとに御説明します。

需用費4,511万6,232円の内訳は、消防、救急業務等にかかる消耗品費として2,827万6,377円、自家用給油取扱所及び車両燃料代に1,216万1,095円のほか、印刷製本費、車両及び資器材の修繕に支出したものでございます。

役務費は、車両の点検、各種資機材検査手数料、自賠責保険等に1,186万7,462円支出。委託料は、資機材の検査及びメンテナンス等に184万5,052円支出。原材料費は庁舎・訓練施設等の補修用原材料費等として、6万4,566円支出しております。

8ページにまたがりませんが、備品購入費は1,429万4,178円支出し、その内訳として、7ページと8ページに記載しております消防、予防、通信指令及び救急業務に関する資器材を購入いたしました。

公課費は、保有車両の車両重量税として188万2,400円を支出しております。

続きまして、施設費は4億9,746万3,895円の支出でございます。

主な歳出について御説明いたします。

委託料ですが、3億3,787万269円の支出で、高機能消防指令センター部分更新業務、高機能消防指令センター保守点検委託業務が主な支出となります。委託料のうち、消防救急デジタル無線基地局ネットワーク機器更新業務と気象観測用サーバー及びパソコン更新業務が令和3年度からの繰越明許費になります。

次に工事請負費は、南消防署LED化工事、東消防署屋上防水工事等に637万1,150円を支出しました。

次に備品購入費ですが、東消防署高規格救急自動車を更新するとともに、合わせて、救急車に積載する高度救命処置用資器材を購入し、3,285万961円を支出しています。

次に積立金ですが、消防施設整備基金に1億2,037万1,515円の積み立てております。

続きまして、第4款、公債費ですが、支出額は1億2,534万157円です。

内訳としましては9ページにまたがりませんが、第1目、元金償還金1億2,372万3,481円、同じく第2目、利子161万6,676円を支出となっていますが、いずれも8ページ及び9ページに記載の庁舎、施設の整備あるいは消防車両の更新にかかる借入の償還に係る支出になります。

以上、令和4年度における歳出決算額は28億3,873万7,376円で、対前年度比2,022万8,760円、0.7%の増でございます。

また、10ページには、地方債の目的及び借入別状況を記載しております。

以上が、決算実績報告書による御説明となります。

次に決算書、決算実績報告書の補助資料として、資料5-2、決算資料をお付けしております。こちらの資料にて、令和4年度の主な事業を御説明させていただきます。

決算資料の10、11ページを御覧ください。

最初に消防・救急関係では、視界が悪い状況下での捜索時等に使用する熱画像直視装置や、車の挟まれなど狭い空間でも使用できるマット型空気ジャッキなどを更新しました。

また、AEDや傷病者の固定器具など、救急車の積載品を更新整備したほか、東白川分遣所に資器材の清掃に使用するオゾン水生成器を配備しました。また、住民に対する応急手当の普及を図るため、AEDトレーナーや訓練人形等を更新整備いたしました。

次に火災予防関係では児童・生徒を対象に火災予防ポスターコンクールを行い、優秀な作品を火災予防運動時の防火ポスターとしたほか、防火教室で使用するDVDなどを整備いたしました。また、火災の発生原因を調査するための各種資機材を整備しております。

消防行政運営関係では、高機能消防指令センターの部分更新や、東消防署救急車の更新、庁舎のLED化、消防庁舎の整備、維持管理としまして、雨漏りが発生した屋上や外壁の修繕工事のほか、トイレの洋式化、窓ガラスの飛散防止フィルムの貼付け工事などを行いました。

活気がある職場づくり関係では、人材育成の推進として高度な専門知識・技術の習得に向け、消防大学校や岐阜県消防学校などの教育機関への研修に派遣、リモート会議や研修に対応できるようリモート用のパソコンを整備しました。

以上が令和4年度の主な事業であります。

次に資料番号4、歳入歳出決算審査意見書の1ページをお願いいたします。

決算審査につきましては、1決算審査の期日のおり、令和5年8月29日に行っていただき、4審査結果にありますように、一般会計歳入歳出決算書及び付属書類はいずれも誤りなく、予算の執行は適正であることをお認めいただいております。

以上が、認第1号「令和4年度可茂消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について」の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（澤野 伸 君）

説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声〕

○議長（澤野 伸 君）

質疑なしと認めます。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり認定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野 伸 君）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められていますので、これを許します。

○管理者（藤井 浩人 君）

はい、議長。

○議長（澤野 伸 君）

管理者、藤井浩人君。

○管理者（藤井 浩人 君）

閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

ただいま、上程いたしました議案につきまして、慎重に御審議いただき、原案どおり議決いただきましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

今後も、住民の皆様の安全安心な生活を守り、消防の使命を達成できるよう努力して参る所存でございます。引き続き、議員の皆様の一層の御指導と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。議員の皆様におかれ

ましては、健康管理に御留意いただき、よき新年を迎えられることを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。なお、この後の報告会にも、お時間をいただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（澤野 伸 君）

これをもちまして、令和5年可茂消防事務組合議会第2回定例会を閉会いたします。

《閉会》

閉会 午後3時50分

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためここに署名する。

議 長

澤野 伸

署名議員

森 弓子

署名議員

桑 山 隆 也